

函 市 民

令和3年(2021年)2月3日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

配付資料

○街路灯設置費補助金に関する不適切事案について

(市民・男女共同参画課)

街路灯設置費補助金に関する不適切事案について

2 町会について、函館市街路灯設置費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象経費を水増しして実績報告するなど、不適切な手続きにより本来交付を受けられる以上の補助金を受領していたことが判明した。

1 街路灯設置費補助金の概要

| 区 分 | | 補助率 | 1 灯当たりの補助金限度額 |
|----------------------------|---------|-------------------|---------------|
| L E D 街 路 灯 | 灯柱を含む工事 | 1 0 分 の 8 . 5 以 内 | 7 6 , 0 0 0 円 |
| | 灯具のみの工事 | | 3 4 , 0 0 0 円 |
| L E D 街 路 灯 以 外 の 街 路 灯 | 灯柱を含む工事 | 1 0 分 の 8 以 内 | 6 4 , 0 0 0 円 |
| | 灯具のみの工事 | | 2 5 , 0 0 0 円 |
| 安定器取替 | | | 1 1 , 0 0 0 円 |

2 主な経緯

令和3年1月15日（金）に匿名の市民から市に対し、町会が補助金を過大に受領しているとの情報提供があったため、1月18日（月）から2月1日（月）まで調査を実施したところ、不適切な手続きが行われていたことを確認した。このため、この補助金に関わる全町会について調査を行うこととした。

なお、本調査は、書類の保存義務となっている過去5年間分（平成27年度～令和元年度）および現年度分について実施する。

3 概 要

業者から施工工事費を水増しした請求書および領収書の提出を受け、函館市街路灯設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条に基づく市への実績報告の際に実際の支払額より多い金額を記載し、補助対象経費として報告することにより補助金を過大に受領していた。

受領した補助金は全額、業者に支払われており、町会が自己負担することなく街路灯を設置したものであり、目的外使用や私的流用は行われていないことを確認している。

4 市補助金の取扱い

虚偽の書類を提出したことになるため、要綱第15条に基づき交付決定の一部を取り消し、同第16条に基づきこれにかかる部分に関し返還させることとする。

5 今後の対応等

調査した町会に対して、本件について嚴重に口頭で注意したが、再発防止を図るよう改めて文書で指導する。

現在、この補助金に関わる全町会を対象に調査を行っているところであるため、調査完了次第、改めて詳細について報告する。

また、今後、町会における法令順守の徹底を図るほか、町会運営マニュアルを作成するとともに定期的に実地確認を行うなど再発防止を図る。